

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成 16 年 9 月 17 日署名）を実施するための「関税暫定措置法の一部を改正する法律」が今年の臨時国会で成立し、同法で規定される対メキシコ関税割当制度を実施するための手続を定めた「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令」が本年 2 月に閣議決定された。

同令の施行に伴い、税関手続申請システム（CuPES）を使用してオンラインで行うことができる手続について所要の改正を行うものである。

同法及び同令の施行日は同条約発効の日（実際は平成 17 年 4 月 1 日を予定）

2. 改正内容

「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」別表に掲げられるオンラインで行うことができる手続に、以下の手続を追加する。（別表関係）

- ・ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 1 項ただし書に規定する関税割当証明書¹の提出の猶予の申請

上記の手続は、既存のシステムを活用することにより、新たなシステム整備を行わなくともオンライン化が可能なもの。

その他所要の規定の整備を行う。